

資料1「2 改正内容」の説明について

(1) 保険料率について

平成30年度より実施された国民健康保険広域化により、大阪府では府内市町村の保険料率や保険料の賦課割合等（以下、「保険料率等」という。）を統一することとされましたが、それまで各市町村で独自に決定していた保険料率等から府統一保険料率等へ変更する際に生じる急激な変化を和らげるため、平成30年度から令和5年度までを激変緩和期間とすることが決定されました。

令和3年度については、医療分、及び後期支援金分の「均等割：平等割」の割合を「50：50」（介護分については「78：22」）とすることとします。これは、本市では平成29年度まで保険料を賦課する際の「均等割：平等割」の割合を「30：70」として、多人数世帯への負担を軽減する措置としていましたが、府統一割合である「60：40（※1）」（介護分については「100：0」）に移行するにあたり、上記激変緩和期間で段階的に増減させることで、主に多人数世帯への急激な負担増を軽減するためのものです。

※1 府は当初、国が示す標準割合である「70：30」とすることとしていましたが、本市等の要望により「60：40」となりました。

(2) 軽減判定基準の見直し

ア 改正の内容

平成30年度税制改正により、住民税の基礎控除額がそれまでの33万円から43万円となることが示されました。それに伴い、国民健康保険料の低所得者への軽減措置の際に用いられていた住民税の基礎控除額と同額（33万円）の軽減判定所得基準を43万円に改正します。

また、給与所得控除額、及び年金所得控除額がそれぞれ10万円引き下げられることも同時に決定されましたが、それによって収入が前年と同じであっても所得額が10万円増加することが想定され（※2）、保険料の軽減判定に用いる所得も増加してしまうため、収入が変わらないのに前年度と同様の軽減が適用されない世帯が生じる可能性があります。そのような不利益を回避するため、給与所得控除適用者、及び年金所得控除適用者（以下、「給与所得者等」という。）の人数に応じて、給与所得額、及び年金所得額の増額分である10万円を相殺することができるよう、軽減判定基準を改

正するものです。

※2 保険料の軽減判定に用いる所得は基礎控除前のものであるのに対し、保険料の算定の際には基礎控除後の所得を用いるため、保険料算定においては、不利益は生じないと考えます。

イ 改正に伴う影響

上記のとおり、給与所得者等の世帯については、給与や年金の収入額が前年と変わらなければ、不利益は生じません。

給与所得者等以外の自営業者等世帯については、軽減判定基準がそれぞれ10万円増額となるため、所得額が前年と変わらなければ新たに軽減に該当する世帯が増加する可能性があります。

吹田市国民健康保険条例現行・改正案対照表

_____は改正箇所

現 行	改 正 案
<p>○吹田市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年 8 月12日 条例第363号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ---略---</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の45</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の55</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の</p>	<p>○吹田市国民健康保険条例</p> <p style="text-align: right;">昭和35年 8 月12日 条例第363号</p> <p>(一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率)</p> <p>第12条 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。</p> <p>(1) ---略---</p> <p>(2) 被保険者均等割 基礎賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の50</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額</p> <p>(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額</p> <p>ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 基礎賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の<u>100分の50</u>に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第2項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の</p>

各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た

額

イ } ---略---
 ウ }
 2 } ---略---
 3 }

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険

各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定同一世帯所属者（法第6条第8号に該当する者であつて、被保険者の資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて同日の属する月（以下「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定世帯」という。）の数に2分の1を乗じて得た数と特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する一般被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。以下「特定継続世帯」という。）の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た

額

イ } ---略---
 ウ }
 2 } ---略---
 3 }

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第12条の5の5 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険

料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の45に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の55に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ ---略---

料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 後期高齢者支援金等賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額

ア イ及びウに掲げる世帯以外の世帯 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の50に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第3項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における一般被保険者が属する世帯の数等を勘案して算定した数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額

イ ---略---

ウ ---略---

2 ---略---

(介護納付金賦課額の保険料率)

第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の66に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の34に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 ---略---

ウ ---略---

2 ---略---

(介護納付金賦課額の保険料率)

第12条の9 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) ---略---

(2) 被保険者均等割 介護納付金賦課総額から前号の所得割総額を減じて得た額の100分の78に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の被保険者均等割総額として、当該被保険者均等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額

(3) 世帯別平等割 介護納付金賦課総額から第1号の所得割総額を減じて得た額の100分の22に相当する額を国民健康保険法施行令第29条の7第4項第2号の世帯別平等割総額として、当該世帯別平等割総額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の属する世帯の数等を勘案して算定した数で除して得た額

2 ---略---

(保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額を超えない世

(保険料の減額)

第16条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条第1項又は第12条の2第1項の基礎賦課額から、それぞれ当該各号に定める額（次項において「軽減額」という。）を減額して得た額（当該減額して得た額が第12条の5の基礎賦課限度額を超える場合には、当該基礎賦課限度額）とする。

(1) 世帯主並びに当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合には、その発生した日とする。以下この項において同じ。）現在において当該世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については、同法第313条第3項、第4項又は第5項の規定を適用せず、また、所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、山林所得金額及び国民健康保険法施行令第29条の7第5項第1号に規定する他の所得と区分して計算される所得の金額（以下この条において「他の所得と区分して計算される所得の金額」という。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当

帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }
イ } ---略---

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項の規定による基礎控除額に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }
イ } ---略---

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第三号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第四項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（次号及び第3号において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者については、アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて

第2項の規定による基礎控除額に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }
イ } ---略---

2 }
3 } ---略---
4 }
5 }

得た額と、イに掲げる額とを合算した額

ア }
イ } ---略---

(2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た額を加えた金額）に、285,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて同号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア }
イ } ---略---

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2

第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額）に、520,000円に当該年度の保険料賦課期日現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算して得た金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者については、アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち、当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額を合算した額

ア } ---略---

イ }

2 }
3 } ---略---
4 }
5 }

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

(公的年金等に係る所得に係る保険料の算定の特例)

第16条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年

第16条の4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年

金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」とする。

金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第16条の2第1項の規定の適用については、同項第1号中「総所得金額（）」とあるのは「総所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によつて計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとし、）」と、「同法」とあるのは「地方税法」と、「所得税法（昭和40年法律第33号）」とあるのは「所得税法」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」する。

令和 3 年度（2021 年度）吹田市国民健康保険特別会計予算編成について

予算編成の考え方

広域化に伴い大阪府が市町村とともに共同保険者となりました。府が財政運営の責任主体となり、国民健康保険事業運営のため各市町村が府に「事業費納付金」を納め、保険給付・保健事業に要する費用に対し府より「保険給付費等交付金」が交付されます。

資料 2 - 2 と資料 2 - 3 に、予算案（グラフ・前年対比）を、資料 2 - 4 に一般会計繰入金の内容をお示ししておりますので、御参照ください。

1 令和 3 年度保険料の算定

(1) 納めるべき事業費納付金

府は国民健康保険事業を運営するための府全体の経費から国費等の公費を差し引き、市町村ごとの被保険者数、世帯数及び所得水準で按分し、市町村ごとの納付金の額を決定します。

吹田市の納めるべき納付金

医療分	7,037,111 千円
支援金分	2,093,322 千円
介護分	759,536 千円
計	9,889,969 千円

(2) 保険料の算定 資料 2 - 5 参照

市町村は事業費納付金を支払うため、補助金等ほかの収入を差し引き、保険料を計算します。

(3) 令和 3 年度における保険料の見直し額 資料 2 - 6 参照

1 人当たり月額調定額	△761 円（前年度比）
1 人当たり月額調定額の改定率	△ 6.74%（前年度比）
（内訳） 医療分	△ 2.93%
支援金分	△ 3.45%
介護分	△18.43%

※ 上記は 1 人当たり月額調定額の対前年度改定案です。

現在の被保険者数、所得額で試算した保険料率については、資料 2 - 7、資料 2 - 8 を、試算料率による世帯人数、所得別の保険料比較表については資料 2 - 9、資料 2 - 10 を御参照ください。

2 主な変動要因

- (1) 被保険者数減少ペースの大幅な鈍化傾向
府内の推計被保険者数 185.3 万人（前年比 △1.3 万人）
- (2) 1 人当たり費用 約 5,600 円の減
保険給付費の増加（約 1,900 円）… 保険料の増要因
保険料減免の増（約 1,100 円）… 保険料の増要因
財政安定化基金への繰入金（約 700 円）… 保険料の増要因
激変緩和の全面拡大による公費の増（約 3,900 円）… 保険料の減要因
前期高齢者交付金の増（約 3,900 円）… 保険料の減要因
介護納付金の減（約 1,500 円）… 保険料の増要因

3 保険料抑制のための工夫

- (1) 事業費納付金を抑えるため大阪府が行ったもの
 - ア 全面拡大による激変緩和財源活用（約 67.9 億円）
 - イ 保険者努力分（都道府県分）を活用（約 28 億円）
 - ウ 予防・健康づくり支援交付金（事業費連動分）を活用（約 12.6 億円）
- (2) 賦課総額を抑えるため市で行うもの
 - ア 保険者努力分（市町村分）を活用（116,438 千円）
 - イ 大阪府 2 号繰入金を活用（168,020 千円）

4 令和 3 年度の取組について

第 2 期データヘルス計画に基づき、以下の事業を実施していきます。

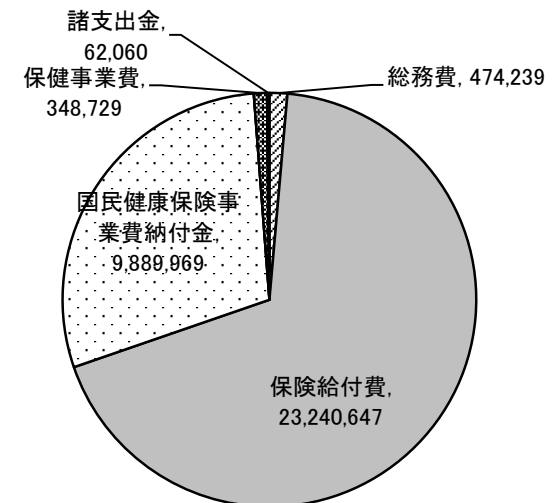
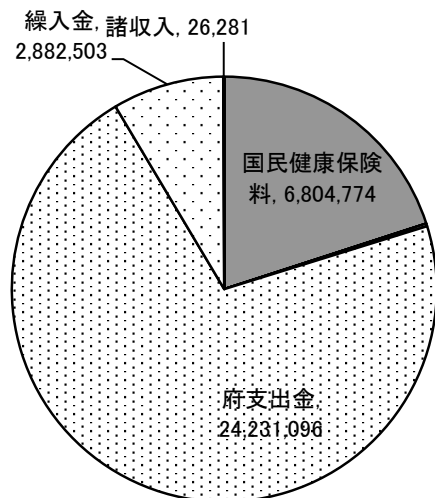
- (1) 特定健康診査、特定保健指導
大阪府国民健康保険運営方針において「別に定める基準」（以下、「大阪府共通基準」という。）で定められた保健事業であり、特定健康診査受診率向上のため未受診者勧奨も引き続き実施します。
- (2) 特定健診フォローアップ事業、糖尿病性腎症重症化予防事業
非肥満血圧血糖高値者に対する医療機関への受診勧奨をする特定健診フォローアップ事業、かかりつけ医や専門医と連携し、より効果的な保健指導を実施する糖尿病性腎症重症化予防事業を引き続き実施します。
- (3) 医療費適正化事業
大阪府共通基準の保健事業である医療費通知、後発医薬品差額通知を実施します。また、重複服薬者への健康相談を実施しています。
- (4) 健診助成事業
吹田市各種がん検診等一部負担金の助成及び大阪府共通基準である人間ドック費用の一部助成を引き続き実施します。

令和3年度(2021年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)

資料 2 - 2

(単位:千円)

歳 入			歳 出		
項 目	金 額	割 合	項 目	金 額	割 合
(1) 国民健康保険料	6,804,774	20.0%	(1) 総務費	474,239	1.4%
(2) 一部負担金	1	0.0%	(2) 保険給付費	23,240,647	68.3%
(3) 使用料及び手数料	1,400	0.0%	(3) 国民健康保険事業費納付金	9,889,969	29.1%
(4) 国庫支出金	69,601	0.2%	(4) 共同事業拠出金	10	0.0%
(5) 府支出金	24,231,096	71.2%	(5) 保健事業費	348,729	1.0%
(6) 繰入金	2,882,503	8.5%	(6) 公債費	2	0.0%
(7) 諸収入	26,281	0.1%	(7) 諸支出金	62,060	0.2%
合 計	34,015,656	100.0%	合 計	34,015,656	100.0%



資料 2 - 3

令和3年度(2021年度)吹田市国民健康保険特別会計当初予算(案)前年対比

歳入

(単位:千円)

項目		A 令和3年度 (2021年度) 当初予算案	B 令和2年度 (2020年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	国民健康保険料	6,804,774	7,186,434	△ 381,660
(2)	一部負担金	1	1	0
(3)	使用料及び手数料	1,400	1,400	0
(4)	国庫支出金	69,601	7,347	62,254
(5)	府支出金	24,231,096	24,356,843	△ 125,747
(6)	繰入金	2,882,503	2,926,478	△ 43,975
(7)	諸収入	26,281	26,304	△ 23
合 計		34,015,656	34,504,807	△ 489,151

歳出

(単位:千円)

項目		A 令和3年度 (2021年度) 当初予算案	B 令和2年度 (2020年度) 当初予算	A-B 対前年度増減
(1)	総務費	474,239	483,929	△ 9,690
(2)	保険給付費	23,240,647	23,621,248	△ 380,601
(3)	国民健康保険事業費納付金	9,889,969	9,841,540	48,429
(4)	共同事業拠出金	10	10	0
(5)	保健事業費	348,729	373,000	△ 24,271
(6)	公債費	2	20	△ 18
(7)	諸支出金	62,060	185,060	△ 123,000
(8)	予備費	0	0	0
合 計		34,015,656	34,504,807	△ 489,151

一 般 会 計 繰 入 金

資料 2 - 4

(単位:千円)

		令和2年度(2020年度)		令和3年度(2021年度)(案)		差
		繰入金	算定方法	繰入金	算定方法	
法定分	保険基盤安定繰入金	2,094,000	保険料軽減相当分	2,057,000	保険料軽減相当分	△ 37,000
	事務、人件費不足分	509,638	事務、人件費不足分	496,628	事務、人件費不足分	△ 13,010
	出産育児一時金補助対象分	70,000	出産育児一時金の3分の2	70,000	出産育児一時金の3分の2	0
	財政安定化支援事業分	164,466	財政安定化支援事業実施に伴う影響分	190,714	財政安定化支援事業実施に伴う影響分	26,248
	小 計 (A)	2,838,104		2,814,342		△ 23,762
法定外分	地方単独事業国庫負担減少分	45,800	療給国庫負担減少分-府補助金	41,700	療給国庫負担減少分-府補助金	△ 4,100
	保険料減免分等	42,574	保険料減免分一部負担金減免分	26,461	保険料減免分一部負担金減免分	△ 16,113
	その他	0		0		0
	小 計 (B)	88,374		68,161		△ 20,213
	累積赤字解消分 (C)	0		0		0
合 計 (A) + (B) + (C)		2,926,478		2,882,503		△ 43,975

資料 2 - 5

一般被保険者にかかる保険料の算定

①支出見込額

(単位:千円)

	医療分	支援金分	介護分
保険給付費	23,239,586		
事業費納付金	7,036,715	2,093,248	759,536
保健事業費	325,898		
公債費	2		
還付金	60,000		
繰上充用金	0	0	0
計	30,662,201	2,093,248	759,536

②収入見込額

(単位:千円)

国庫支出金	1		
府支出金	23,813,617		
一般会計繰入金(保険料減免分を除く)	302,770		
基盤安定繰入金(保険者支援分)	493,000	160,000	62,000
その他収入	291,069	84,071	44,086
計	24,900,457	244,071	106,086

③賦課総額

①-②÷予定収納率(千円)	6,293,549	2,019,855	737,945
---------------	-----------	-----------	---------

(単位:千円)

A 基盤安定繰入金(保険料軽減分)	927,000	300,000	115,000
B 普通交付金、一般会計繰入金(保険料減免分)	332,497	110,404	69,224
C (A+B)÷予定収納率	1,375,748	448,284	208,045

④収納を確保する保険料

③-C)×予定収納率(千円)	4,502,246	1,438,773	469,226
----------------	-----------	-----------	---------

⑤保険料調定額

④÷予定収納率(千円)	4,917,801	1,571,571	529,900
-------------	-----------	-----------	---------

D 被保険者数見込(人)	65,000	65,000	20,000
--------------	--------	--------	--------

⑥被保険者1人当たり年額調定額

⑤÷D(円)	75,658	24,178	26,495
--------	--------	--------	--------

⑦被保険者1人当たり月額調定額

⑥÷12(円)	6,305	2,015	2,208
---------	-------	-------	-------

前年度月額調定額(円)	6,495	2,087	2,707
-------------	-------	-------	-------

調定額対前年度比(%)	-2.93	-3.45	-18.43
-------------	-------	-------	--------

予定収納率	91.55%	91.55%	88.55%
-------	--------	--------	--------

府が示す標準収納率	91.55%	91.55%	91.55%
-----------	--------	--------	--------

資料 2 - 6

平成15年度(2003年度)～令和2年度(2020年度)、令和3年度(2021年度)改定案

吹田市国民健康保険料 被保険者1人当たりの月額調定額推移

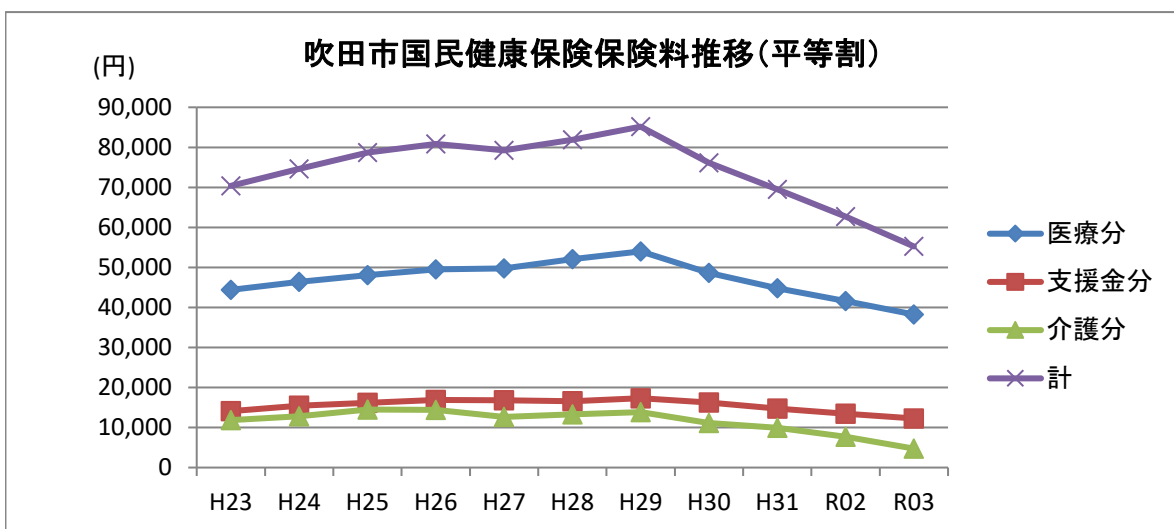
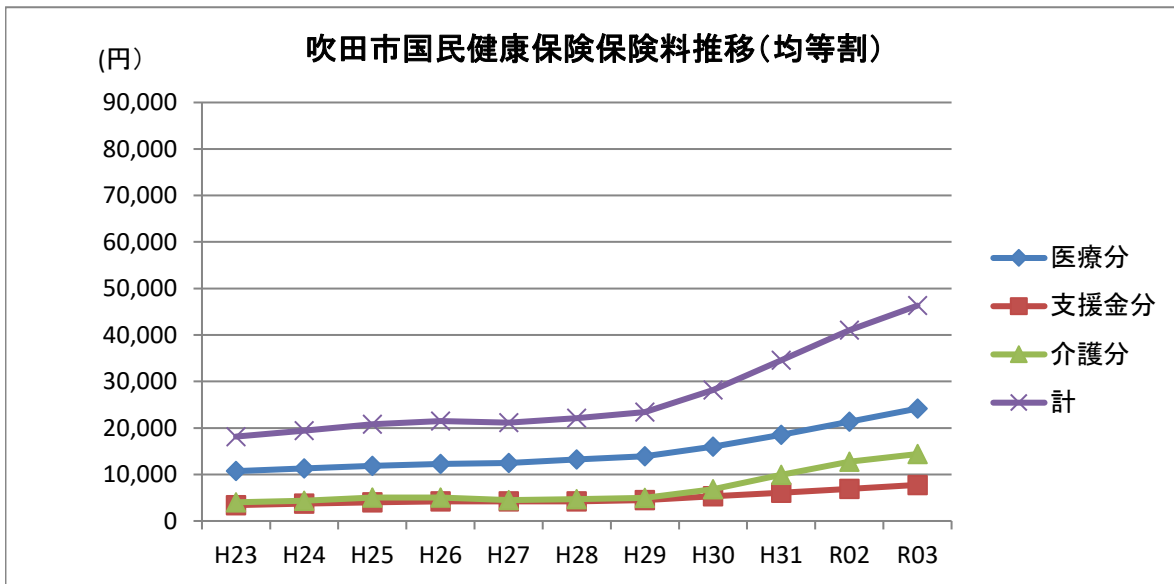
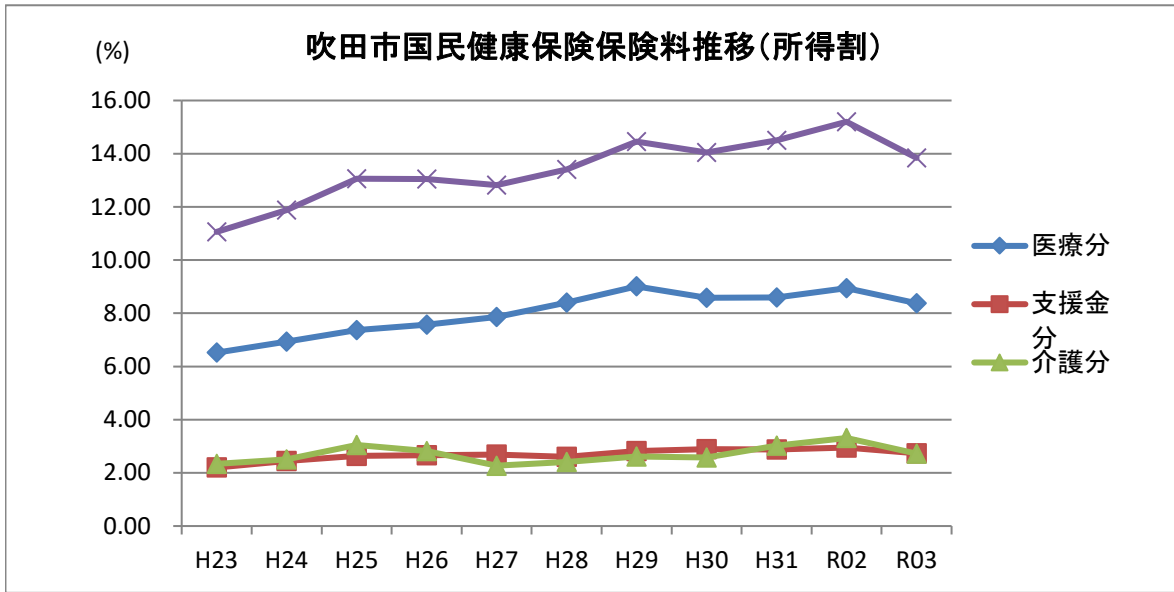
(単位:円)

	医療分	改定率	支援金分	改定率	医療 + 支援金 の計	改定率	介護分	改定率	合計	改定率
平成15年度 (2003年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,395	5.12%	7,481	0.92%
平成16年度 (2004年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,642	17.71%	7,728	3.30%
平成17年度 (2005年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,819	10.78%	7,905	2.29%
平成18年度 (2006年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,856	2.03%	7,942	0.47%
平成19年度 (2007年度)	6,086	0.00%			6,086	0.00%	1,830	-1.40%	7,916	-0.33%
平成20年度 (2008年度)	4,848	-20.34%	1,238	皆増	6,086	0.00%	1,649	-9.89%	7,735	-2.29%
平成21年度 (2009年度)	4,915	1.38%	1,367	10.42%	6,282	3.22%	1,683	2.06%	7,965	2.97%
平成22年度 (2010年度)	4,915	0.00%	1,386	1.39%	6,301	0.30%	1,842	9.45%	8,143	2.23%
平成23年度 (2011年度)	4,915	0.00%	1,503	8.44%	6,418	1.86%	2,021	9.72%	8,439	3.64%
平成24年度 (2012年度)	5,210	6.00%	1,647	9.58%	6,857	6.84%	2,122	5.00%	8,979	6.40%
平成25年度 (2013年度)	5,395	3.55%	1,696	2.98%	7,091	3.41%	2,307	8.72%	9,398	4.67%
平成26年度 (2014年度)	5,573	3.30%	1,818	7.19%	7,391	4.23%	2,277	-1.30%	9,668	2.87%
平成27年度 (2015年度)	5,573	0.00%	1,810	-0.44%	7,383	-0.11%	1,925	-15.46%	9,308	-3.72%
平成28年度 (2016年度)	5,950	6.76%	1,840	1.66%	7,790	5.51%	2,084	8.26%	9,874	6.08%
平成29年度 (2017年度)	6,162	3.56%	1,956	6.30%	8,118	4.21%	2,120	1.73%	10,238	3.69%
平成30年度 (2018年度)	6,162	0.00%	2,096	7.16%	8,258	1.72%	2,396	13.02%	10,654	4.06%
平成31年度 (2019年度)	6,241	1.28%	2,047	-2.34%	8,288	0.36%	2,658	10.93%	10,946	2.74%
令和2年度 (2020年度)	6,495	4.07%	2,087	1.95%	8,582	3.55%	2,707	1.84%	11,289	3.13%
令和3年度 (2021年度) 改定案	6,305	-2.93%	2,015	-3.45%	8,320	-3.05%	2,208	-18.43%	10,528	-6.74%
前年度 との差	▲190		▲72		▲262		▲499		▲761	

資料 2 - 7

平成23年度(2011年度)～令和2年度(2020年度) 令和3年度(2021年度)改定案 吹田市国民健康保険 保険料率等推移

		平成 23年度 (2011年度)	平成 24年度 (2012年度)	平成 25年度 (2013年度)	平成 26年度 (2014年度)	平成 27年度 (2015年度)	平成 28年度 (2016年度)	平成 29年度 (2017年度)	平成 30年度 (2018年度)	平成 31年度 (2019年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 3年度 (2021年度) 改正案
所得割率 (%)	医療分	6.52	6.93	7.37	7.57	7.86	8.40	9.01	8.58	8.60	8.94	8.38
	支援金分	2.20	2.45	2.64	2.66	2.69	2.60	2.82	2.89	2.88	2.95	2.74
	介護分	2.34	2.50	3.05	2.82	2.27	2.41	2.62	2.58	3.02	3.31	2.72
	計	11.06	11.88	13.06	13.05	12.82	13.41	14.45	14.05	14.50	15.20	13.84
均等割 (円)	医療分	10,719	11,279	11,844	12,278	12,471	13,216	13,944	15,993	18,518	21,366	24,168
	支援金分	3,409	3,756	3,975	4,190	4,217	4,204	4,473	5,349	6,098	6,906	7,757
	介護分	4,022	4,384	5,008	5,038	4,456	4,705	4,972	6,826	9,941	12,770	14,395
	計	18,150	19,419	20,827	21,506	21,144	22,125	23,389	28,168	34,557	41,042	46,320
平等割 (円)	医療分	44,376	46,384	48,085	49,519	49,746	52,039	54,007	48,662	44,794	41,571	38,235
	支援金分	14,112	15,444	16,138	16,900	16,822	16,552	17,323	16,275	14,750	13,436	12,271
	介護分	11,861	12,817	14,495	14,441	12,672	13,270	13,837	11,165	9,954	7,701	4,735
	計	70,349	74,645	78,718	80,860	79,240	81,861	85,167	76,102	69,498	62,708	55,241
賦課 限度額 (円)	医療分	500,000	510,000	510,000	510,000	520,000	540,000	540,000	580,000	610,000	630,000	630,000
	支援金分	130,000	140,000	140,000	160,000	170,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000	190,000
	介護分	100,000	120,000	120,000	140,000	160,000	160,000	160,000	160,000	160,000	170,000	170,000
	計	730,000	770,000	770,000	810,000	850,000	890,000	890,000	930,000	960,000	990,000	990,000



令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)向け試算料率年間国民健康保険料の比較表

資料2-9

給与収入	給与所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯			
		現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	31,120円	30,450円	-670円	-2.15%	43,430円	44,350円	920円	2.12%	51,910円	53,930円	2,020円	3.89%
100万円	450,000円	54,900円	53,530円	-1,370円	-2.50%	75,420円	76,700円	1,280円	1.70%	89,560円	92,650円	3,090円	3.45%
125万円	700,000円	92,900円	88,130円	-4,770円	-5.13%	113,410円	111,300円	-2,110円	-1.86%	127,560円	127,250円	-310円	-0.24%
150万円	950,000円	162,020円	153,190円	-8,830円	-5.45%	151,420円	145,900円	-5,520円	-3.65%	165,560円	161,850円	-3,710円	-2.24%
175万円	1,148,800円	212,990円	201,030円	-11,960円	-5.62%	225,080円	217,780円	-7,300円	-3.24%	195,780円	189,370円	-6,410円	-3.27%
200万円	1,320,000円	239,020円	224,720円	-14,300円	-5.98%	251,100円	241,460円	-9,640円	-3.84%	273,720円	267,000円	-6,720円	-2.46%
250万円	1,670,000円	292,220円	273,160円	-19,060円	-6.52%	333,250円	319,490円	-13,760円	-4.13%	326,920円	315,440円	-11,480円	-3.51%
300万円	2,020,000円	345,420円	321,600円	-23,820円	-6.90%	386,460円	367,930円	-18,530円	-4.79%	414,730円	399,850円	-14,880円	-3.59%
350万円	2,370,000円	398,620円	370,040円	-28,580円	-7.17%	439,650円	416,370円	-23,280円	-5.30%	467,930円	448,290円	-19,640円	-4.20%
400万円	2,760,000円	457,890円	424,020円	-33,870円	-7.40%	498,940円	470,340円	-28,600円	-5.73%	527,210円	502,270円	-24,940円	-4.73%
450万円	3,160,000円	518,690円	479,380円	-39,310円	-7.58%	559,740円	525,700円	-34,040円	-6.08%	588,010円	557,630円	-30,380円	-5.17%
500万円	3,560,000円	579,490円	534,740円	-44,750円	-7.72%	620,540円	581,060円	-39,480円	-6.36%	648,810円	612,990円	-35,820円	-5.52%
550万円	3,960,000円	640,290円	590,100円	-50,190円	-7.84%	681,340円	636,420円	-44,920円	-6.59%	709,610円	668,350円	-41,260円	-5.81%
600万円	4,360,000円	701,090円	645,460円	-55,630円	-7.93%	742,140円	691,780円	-50,360円	-6.79%	770,410円	723,710円	-46,700円	-6.06%
650万円	4,760,000円	761,890円	700,820円	-61,070円	-8.02%	796,380円	747,140円	-49,240円	-6.18%	824,650円	779,070円	-45,580円	-5.53%
700万円	5,200,000円	820,420円	761,710円	-58,710円	-7.16%	848,700円	808,030円	-40,670円	-4.79%	876,960円	839,960円	-37,000円	-4.22%
750万円	5,650,000円	873,930円	823,990円	-49,940円	-5.71%	902,200円	864,810円	-37,390円	-4.14%	930,470円	896,740円	-33,730円	-3.63%
800万円	6,100,000円	927,430円	882,920円	-44,510円	-4.80%	951,200円	914,850円	-36,350円	-3.82%	972,560円	945,880円	-26,680円	-2.74%
850万円	6,550,000円	970,060円	932,960円	-37,100円	-3.82%	990,000円	959,420円	-30,580円	-3.09%	990,000円	983,590円	-6,410円	-0.65%
900万円	7,000,000円	990,000円	972,960円	-17,040円	-1.72%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
950万円	7,450,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
1千万円	7,900,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%

令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)向け試算料率年間国民健康保険料の比較表

給与収入	給与所得	4人世帯				5人世帯				6人世帯			
		現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	60,390円	63,500円	3,110円	5.15%	68,870円	73,080円	4,210円	6.11%	77,350円	82,660円	5,310円	6.86%
100万円	450,000円	103,700円	108,610円	4,910円	4.73%	117,830円	124,580円	6,750円	5.73%	131,970円	140,540円	8,570円	6.49%
125万円	700,000円	141,690円	143,210円	1,520円	1.07%	155,820円	159,180円	3,360円	2.16%	169,970円	175,140円	5,170円	3.04%
150万円	950,000円	179,700円	177,810円	-1,890円	-1.05%	193,830円	193,780円	-50円	-0.03%	207,970円	209,740円	1,770円	0.85%
175万円	1,148,800円	209,910円	205,330円	-4,580円	-2.18%	224,050円	221,300円	-2,750円	-1.23%	238,190円	237,260円	-930円	-0.39%
200万円	1,320,000円	235,930円	229,030円	-6,900円	-2.92%	250,060円	244,990円	-5,070円	-2.03%	264,200円	260,960円	-3,240円	-1.23%
250万円	1,670,000円	349,530円	340,980円	-8,550円	-2.45%	303,270円	293,430円	-9,840円	-3.24%	317,400円	309,400円	-8,000円	-2.52%
300万円	2,020,000円	402,740円	389,420円	-13,320円	-3.31%	425,350円	414,970円	-10,380円	-2.44%	370,600円	357,840円	-12,760円	-3.44%
350万円	2,370,000円	455,930円	437,860円	-18,070円	-3.96%	478,550円	463,410円	-15,140円	-3.16%	501,160円	488,940円	-12,220円	-2.44%
400万円	2,760,000円	555,480円	534,200円	-21,280円	-3.83%	537,830円	517,380円	-20,450円	-3.80%	560,450円	542,920円	-17,530円	-3.13%
450万円	3,160,000円	616,280円	589,560円	-26,720円	-4.34%	644,560円	621,470円	-23,090円	-3.58%	621,250円	598,280円	-22,970円	-3.70%
500万円	3,560,000円	677,080円	644,920円	-32,160円	-4.75%	705,360円	676,830円	-28,530円	-4.04%	733,620円	708,760円	-24,860円	-3.39%
550万円	3,960,000円	737,880円	700,280円	-37,600円	-5.10%	766,160円	732,190円	-33,970円	-4.43%	794,420円	764,120円	-30,300円	-3.81%
600万円	4,360,000円	798,680円	755,640円	-43,040円	-5.39%	826,960円	787,550円	-39,410円	-4.77%	855,220円	819,480円	-35,740円	-4.18%
650万円	4,760,000円	852,920円	811,000円	-41,920円	-4.91%	881,200円	842,910円	-38,290円	-4.35%	909,460円	874,840円	-34,620円	-3.81%
700万円	5,200,000円	905,240円	871,880円	-33,360円	-3.69%	933,510円	903,810円	-29,700円	-3.18%	956,200円	935,730円	-20,470円	-2.14%
750万円	5,650,000円	953,700円	928,660円	-25,040円	-2.63%	975,060円	956,510円	-18,550円	-1.90%	990,000円	980,670円	-9,330円	-0.94%
800万円	6,100,000円	990,000円	970,050円	-19,950円	-2.02%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
850万円	6,550,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
900万円	7,000,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
950万円	7,450,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%
1千万円	7,900,000円	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%	990,000円	990,000円	0円	0.00%

介護分なし

令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)向け試算料率年間国民健康保険料の比較表

資料2-10

給与収入	給与所得	1人世帯				2人世帯				3人世帯			
		現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	24,980円	24,720円	-260円	-1.04%	33,460円	34,300円	840円	2.51%	41,940円	43,880円	1,940円	4.63%
100万円	450,000円	44,010円	43,430円	-580円	-1.32%	58,140円	59,400円	1,260円	2.17%	72,280円	75,350円	3,070円	4.25%
125万円	700,000円	73,730円	71,230円	-2,500円	-3.39%	87,860円	87,200円	-660円	-0.75%	102,010円	103,150円	1,140円	1.12%
150万円	950,000円	128,440円	123,750円	-4,690円	-3.65%	117,590円	115,000円	-2,590円	-2.20%	131,730円	130,950円	-780円	-0.59%
175万円	1,148,800円	168,730円	162,350円	-6,380円	-3.78%	174,700円	171,410円	-3,290円	-1.88%	155,370円	153,060円	-2,310円	-1.49%
200万円	1,320,000円	189,090円	181,390円	-7,700円	-4.07%	195,050円	190,440円	-4,610円	-2.36%	217,670円	215,980円	-1,690円	-0.78%
250万円	1,670,000円	230,710円	220,310円	-10,400円	-4.51%	258,970円	252,240円	-6,730円	-2.60%	259,290円	254,900円	-4,390円	-1.69%
300万円	2,020,000円	272,320円	259,230円	-13,090円	-4.81%	300,590円	291,160円	-9,430円	-3.14%	328,860円	323,080円	-5,780円	-1.76%
350万円	2,370,000円	313,940円	298,150円	-15,790円	-5.03%	342,200円	330,080円	-12,120円	-3.54%	370,480円	362,000円	-8,480円	-2.29%
400万円	2,760,000円	360,300円	341,520円	-18,780円	-5.21%	388,580円	373,440円	-15,140円	-3.90%	416,850円	405,370円	-11,480円	-2.75%
450万円	3,160,000円	407,860円	386,000円	-21,860円	-5.36%	436,140円	417,920円	-18,220円	-4.18%	464,410円	449,850円	-14,560円	-3.14%
500万円	3,560,000円	455,420円	430,480円	-24,940円	-5.48%	483,700円	462,400円	-21,300円	-4.40%	511,970円	494,330円	-17,640円	-3.45%
550万円	3,960,000円	502,980円	474,960円	-28,020円	-5.57%	531,260円	506,880円	-24,380円	-4.59%	559,530円	538,810円	-20,720円	-3.70%
600万円	4,360,000円	550,540円	519,440円	-31,100円	-5.65%	578,820円	551,360円	-27,460円	-4.74%	607,090円	583,290円	-23,800円	-3.92%
650万円	4,760,000円	598,100円	563,920円	-34,180円	-5.71%	626,380円	595,840円	-30,540円	-4.88%	654,650円	627,770円	-26,880円	-4.11%
700万円	5,200,000円	650,420円	612,840円	-37,580円	-5.78%	678,700円	644,770円	-33,930円	-5.00%	706,960円	676,700円	-30,260円	-4.28%
750万円	5,650,000円	703,930円	662,880円	-41,050円	-5.83%	732,200円	694,810円	-37,390円	-5.11%	760,470円	726,740円	-33,730円	-4.44%
800万円	6,100,000円	757,430円	712,920円	-44,510円	-5.88%	781,200円	744,850円	-36,350円	-4.65%	802,560円	775,880円	-26,680円	-3.32%
850万円	6,550,000円	800,060円	762,960円	-37,100円	-4.64%	820,000円	789,420円	-30,580円	-3.73%	820,000円	813,590円	-6,410円	-0.78%
900万円	7,000,000円	820,000円	802,960円	-17,040円	-2.08%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
950万円	7,450,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
1千万円	7,900,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%

介護分なし

令和2年度(2020年度)と令和3年度(2021年度)向け試算料率年間国民健康保険料の比較表

給与収入	給与所得	4人世帯				5人世帯				6人世帯			
		現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率	現行	賦課割合 改定(案)	増減額	増減率
98万円以下	430,000円	50,420円	53,450円	3,030円	6.01%	58,900円	63,030円	4,130円	7.01%	67,380円	72,610円	5,230円	7.76%
100万円	450,000円	86,420円	91,310円	4,890円	5.66%	100,550円	107,280円	6,730円	6.69%	114,690円	123,240円	8,550円	7.45%
125万円	700,000円	116,140円	119,110円	2,970円	2.56%	130,270円	135,080円	4,810円	3.69%	144,420円	151,040円	6,620円	4.58%
150万円	950,000円	145,870円	146,910円	1,040円	0.71%	160,000円	162,880円	2,880円	1.80%	174,140円	178,840円	4,700円	2.70%
175万円	1,148,800円	169,500円	169,020円	-480円	-0.28%	183,640円	184,990円	1,350円	0.74%	197,780円	200,950円	3,170円	1.60%
200万円	1,320,000円	189,860円	188,060円	-1,800円	-0.95%	203,990円	204,020円	30円	0.01%	218,130円	219,990円	1,860円	0.85%
250万円	1,670,000円	281,900円	280,440円	-1,460円	-0.52%	245,610円	242,940円	-2,670円	-1.09%	259,740円	258,910円	-830円	-0.32%
300万円	2,020,000円	323,520円	319,360円	-4,160円	-1.29%	346,130円	344,910円	-1,220円	-0.35%	301,360円	297,830円	-3,530円	-1.17%
350万円	2,370,000円	365,130円	358,280円	-6,850円	-1.88%	387,750円	383,830円	-3,920円	-1.01%	410,360円	409,360円	-1,000円	-0.24%
400万円	2,760,000円	445,120円	437,300円	-7,820円	-1.76%	434,120円	427,190円	-6,930円	-1.60%	456,740円	452,730円	-4,010円	-0.88%
450万円	3,160,000円	492,680円	481,780円	-10,900円	-2.21%	520,960円	513,690円	-7,270円	-1.40%	504,300円	497,210円	-7,090円	-1.41%
500万円	3,560,000円	540,240円	526,260円	-13,980円	-2.59%	568,520円	558,170円	-10,350円	-1.82%	596,780円	590,100円	-6,680円	-1.12%
550万円	3,960,000円	587,800円	570,740円	-17,060円	-2.90%	616,080円	602,650円	-13,430円	-2.18%	644,340円	634,580円	-9,760円	-1.51%
600万円	4,360,000円	635,360円	615,220円	-20,140円	-3.17%	663,640円	647,130円	-16,510円	-2.49%	691,900円	679,060円	-12,840円	-1.86%
650万円	4,760,000円	682,920円	659,700円	-23,220円	-3.40%	711,200円	691,610円	-19,590円	-2.75%	739,460円	723,540円	-15,920円	-2.15%
700万円	5,200,000円	735,240円	708,620円	-26,620円	-3.62%	763,510円	740,550円	-22,960円	-3.01%	786,200円	772,470円	-13,730円	-1.75%
750万円	5,650,000円	783,700円	758,660円	-25,040円	-3.20%	805,060円	786,510円	-18,550円	-2.30%	820,000円	810,670円	-9,330円	-1.14%
800万円	6,100,000円	820,000円	800,050円	-19,950円	-2.43%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
850万円	6,550,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
900万円	7,000,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
950万円	7,450,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%
1千万円	7,900,000円	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%	820,000円	820,000円	0円	0.00%

令和元年度の特定健康診査、特定保健指導の実績について

まずは、特定健康診査について御報告します。資料 3-2 をご覧ください。1 支払実績は、実際に受診票を発行した特定健診の対象者数と、受診された方の実数になり、年度途中喪失者も含まれています。2 は法定報告件数になりまして、こちらは年度を通して継続加入していた被保険者を対象として特定健診対象者数、受診者数を国に報告する数値になります。全国や市町村国保との比較は法定報告件数を使用しております。

法定報告件数で申し上げますと、特定健診受診率は、平成 30 年度は 45.3%でしたが、令和元年度は 44.5%と、今回も微減となっております。これは引き続き特定健康診査を毎年受診している方の多い、65 歳から 74 歳の被保険者が、75 歳になり、後期高齢者医療に移行していていることに加えまして、3 月分については新型コロナウイルスの影響もあったのではないかと推測しております。未受診者の勧奨につきましては、今年度も業者委託を行い、被保険者の特性に応じた勧奨通知を送付し、受診率向上を目指し取り組んでおります。

次に、特定保健指導の実績について報告いたします。

資料 3-3 2 (2) の保健指導実施状況法定報告数値をご覧ください。平成 30 年 9 月受診分から、特定保健指導のうち、動機付け支援を医師会委託、積極的支援を業者委託としました。動機付け支援は、健診を受けていただいたかかりつけ医より、健診の結果返却時に特定保健指導の初回面接を実施していただいております。積極的支援につきましても、専門業者への委託を行い、対象者が都合に合わせ日時が選択できるよう、より受講しやすい環境を作ることにより実施率の向上を図っております。動機付け支援の実施率は、平成 30 年度の 30.5%が、令和元年度には 40.7%と、大きく上昇しておりますが、積極的支援につきまして、平成 30 年度の 6.8%が、令和元年度には 3.8%と減少しており、合計の実施率は平成 30 年度の 26.4%が、令和元年度には 33.8%と上昇しているものの、第 3 期特定健康診査等実施計画における特定保健指導目標値 60%には程遠い数値となっており、対象についても、改善が見られず同じ人が毎年対象として挙がってきているなどの課題もあるため、引続き、より効果的な実施方法を検討し、実施率の向上に取り組んでまいります。

令和元年度までの特定健康診査実績

1 支払実績

	H29年度			H30年度			R1年度		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	21,360	7,079	33.1%	20,398	6,578	32.2%	19,522	6,115	31.3%
65-74歳	30,653	16,722	54.6%	29,519	15,705	53.2%	28,721	14,909	51.9%
合計	52,013	23,801	45.8%	49,917	22,283	44.6%	48,243	21,024	43.6%

*対象者数は年度中に受診票を発行した数
(年度途中喪失者含む)

前年度比受診者数 94.3%

2 法定報告件数

*法定報告とは年度を通して継続加入していた被保険者を対象として特定健診対象者数、受診者数を国に報告する数値

	H29年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	19,570	6,513	33.3%	9,276	2,545	27.4%	10,294	3,968	38.5%
65-74歳	29,966	16,142	53.9%	12,765	6,365	49.9%	17,201	9,777	56.8%
合計	49,536	22,655	45.7%	22,041	8,910	40.4%	27,495	13,745	50.0%

	H30年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	18,668	6,125	32.8%	8,908	2,407	27.0%	9,760	3,718	38.1%
65-74歳	28,852	15,387	53.3%	12,175	6,075	49.9%	16,677	9,312	55.8%
合計	47,520	21,512	45.3%	21,083	8,482	40.2%	26,437	13,030	49.3%

	R1年度								
				男(内訳)			女(内訳)		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	受診者数	受診率
40-64歳	17,898	5,750	32.1%	8,652	2,295	26.5%	9,246	3,455	37.4%
65-74歳	28,065	14,688	52.3%	11,703	5,783	49.4%	16,362	8,905	54.4%
合計	45,963	20,438	44.5%	20,355	8,078	39.7%	25,608	12,360	48.3%

※法定報告参考値

	H29(確定値)	H30(確定値)	R1(速報値)
全国	53.1%	54.7%	-
市町村国保	37.2%	37.9%	-
吹田市	45.7%	45.3%	44.5%

※特定健診の各年度の目標値

吹田市第2期特定健康診査等実施計画

吹田市第3期特定健康診査等実施計画

H27年度	H28年度	H29年度
56%	58%	60%

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
47%	48%	49%	50%	51%	52%

1 特定保健指導対象者の選定基準

腹囲	追加リスク			④喫煙歴	対象	
	①血糖	②脂質	③血圧		40歳～64歳	65歳～74歳
≥85cm (男性)	2つ以上該当			/	積極的支援	動機付け支援
≥90cm (女性)	1つ該当			あり なし		
上記以外で BMI ≥25	3つ該当			/	積極的支援	動機付け支援
	2つ該当			あり なし		
	1つ該当			/		

2 特定保健指導実施状況

(1) 国保健診における特定保健指導判定状況

	情報提供			動機付け支援			積極的支援		
	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度	H29年度	H30年度	R1年度
40-64歳	5,973	5,502	5,149	529	523	454	581	555	513
65-74歳	14,913	13,884	13,184	1,782	1,790	1,713	/	/	/
合計	20,886	19,386	18,333	2,311	2,313	2,167	581	555	513

(2) 保健指導実施状況 (法定報告)

	H29年度			H30年度			R1年度		
	対象者数	利用者数	実施率	対象者数	利用者数	実施率	対象者数	利用者数	実施率
動機付け支援	2,222	432	19.4%	2,699	822	30.5%	2,149	875	40.7%
積極的支援	531	31	5.8%	558	38	6.8%	499	19	3.8%
合計	2,753	463	16.8%	3,257	860	26.4%	2,648	894	33.8%

※法定報告参考値

		H29(確定値)	H30(確定値)	R1年度(速報値)
全国	対象者割合	17.2%	17.3%	-
	実施率	19.5%	23.2%	-
市町村国保	対象者割合	11.7%	11.6%	-
	実施率	25.6%	28.8%	-
吹田市	対象者割合	12.2%	15.1%	12.9%
	実施率	16.8%	26.4%	33.8%

第3期特定健康診査等実施計画における特定保健指導目標値

H30年度	R1年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
53%	60%	65%	70%	75%	80%

(3) 特定保健指導実施状況 (実績)

		H29年度			H30年度			R1年度		
		動機付け支援	積極的支援	計	動機付け支援	積極的支援	計	動機付け支援	積極的支援	計
対象者数		2,311	581	2,892	2,313	555	2,868	2,167	513	2,680
利用状況	内臓脂肪解消セミナー	414	44	458	224	37	261	/	/	0
	メタボ予防相談	20	7	27	8	5	13	/	/	0
	委託	/	/	/	679	19	698	1,246	56	1,302
	受講者計	434	51	485	911	61	972	1,246	56	1,302
	受講率	18.8%	8.8%	16.8%	39.4%	11.0%	33.9%	57.5%	10.9%	48.6%

* 対象者数は年度中に特定保健指導を行った人数 (年度途中喪失者含む)